

平成 22 年 度

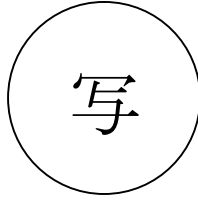
行政監査結果報告書

( 随意契約について )

平成 23 年 3 月

豊島区監査委員





22豊監発第131号  
平成23年3月29日

豊島区長 高野之夫様

豊島区監査委員	山	木	仁
同	鳴	川	智久
同	増	田	恵一
同	水	谷	泉

平成22年度行政監査の結果について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したところですが、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により報告書を提出いたします。



## 目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	
2	監査の目的	
3	監査の対象	
4	監査の期間	
5	監査の着眼点	
6	監査の対象部局及び実施方法	
第 2	契約事務の概要	5
1	根拠法令	
2	契約の方法・種類・形態	
第 3	契約の締結状況	10
1	契約課契約	
2	随意契約の内容	
第 4	監査の結果	22
第 5	監査結果等による改善措置等の報告	22
第 6	意見	23
別紙	事務監査対象契約一覧	32



## **第 1 監査の概要**

### **1 監査のテーマ**

随意契約について

### **2 監査の目的**

地方公共団体が締結する契約は、一般競争入札が原則とされており、契約方式の特例として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 234 条第 2 項において、随意契約は「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されている。

区では、契約事務の適正化に向けた取り組みの一つとして、平成 21 年 8 月 28 日付で「豊島区随意契約ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を決定し、随意契約に係る事項の解釈、運用について全庁的周知を図っているところである。

このような状況を踏まえ、今年度の行政監査は、本区の随意契約の現状を把握するとともに、経済性、効率性、有効性の観点から検証することにより、随意契約における課題を明らかにし、契約事務の一層の公平性、適正性、透明性の確保を図り、円滑な契約事務の執行に資することを目的とした。

### **3 監査の対象**

原則として、平成 21 年度に総務部契約課において締結された随意契約のうち、豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号。以下、「規則」という。）第 39 条（随意契約によることができる場合の予定価格の額）に定める金額を超えるものを対象とし、必要に応じて過年度及び平成 22 年度についても対象とした。

表1 規則第39条（随意契約によることができる場合の予定価格の額）

契約の種類	予定価格（1件税込）	適用
ア 工事又は製造の請負	130万円を超えないもの	建設工事のほか、建築物等の修繕を含む。
イ 財産の買入れ	80万円を超えないもの	「財産」とは不動産、動産の有体財産や地上権、特許権等の無体財産をいう。
ウ 物件の借入れ	40万円を超えないもの	「物件」とは土地、建物、機械、器具等の有体物をいう。
エ 財産の売払い	30万円を超えないもの	「イ 財産」の売払い
オ 物件の貸付け	30万円を超えないもの	「ウ 物件」の貸付け
カ 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円を超えないもの	業務委託、役務の提供、物品の修理等をいう。

注) 政令第167条の2第1項第1号の別表第5（少額随意契約の適用範囲）市町村該当分に相当

#### 4 監査の期間

平成22年10月21日（木）から平成23年1月26日（水）まで

#### 5 監査の着眼点

##### (1) 随意契約とした理由は明確かつ適切か

- ① 随意契約とした根拠及びその理由は、業者指定理由書等に明記されているか。
- ② 随意契約とした根拠及びその理由は、妥当性を判断するに足りる適切なものとなっているか。
- ③ 同一又は類似の業務内容で随意契約を継続して締結する場合、業務の内容、範囲、効果、契約先等について必要な検証を行っているか。

##### (2) 契約の締結内容は適正か

- ① 契約の目的が明確に定まっており、当該目的達成のための契約となっているか。
- ② 仕様書は、業務の内容及び契約範囲を明らかにしているか。
- ③ 契約締結関係書類は、契約内容に応じ適正に作成しているか。

##### (3) 予定価格の積算根拠は妥当性があるものか

- ① 予定価格は、客観的かつ適正な根拠資料に基づいて積算しているか。
- ② 業者見積による場合、必要な件数の見積書を徴取するなど競争性を確保しているか。

## 6 監査の対象部局及び実施方法

監査をより効率的かつ効果的に進めるために、全部局を対象とした書面調査及び事務局職員による事務監査を先行して実施し、調査及び事務監査の結果を踏まえて監査委員監査を実施した。

### (1) 書面調査

#### ① 実施時期

平成 22 年 10 月 21 日～11 月 11 日

#### ② 対象

全部局

#### ③ 調査内容

平成 21 年度における随意契約の現状を把握するため、各課から契約課へ契約締結請求を行った随意契約 1,009 件を対象に書面調査を実施した。

#### 【主な調査項目】

- ア. 個別の随意契約の概要（契約種別、契約方法、委託・請負等の別、契約件名、契約の相手方、契約金額、決算金額）
- イ. 随意契約とした根拠及び理由、予定価格の算定状況、契約の継続状況等

### (2) 事務監査

#### ① 実施時期

平成 22 年 12 月 6 日～12 月 14 日

#### ② 対象

平成 21 年度に契約課において締結された特命随意契約のうち、工事契約を除き予定価格が 1,000 万円を超えるものから 73 件（総価契約 67 件、単価契約 6 件）を抽出し、当該契約締結請求主管部局及び契約事務の総括担当部局である総務部契約課を対象とした。

対象部局及び契約件名は、別紙（32 頁）のとおりである。

#### ③ 実施方法

監査にあたっては、対象各部局より事前に提出を受けた書面調査の回答及び随意契約に関する資料として、契約締結請求関係書、関係起案書、契約決定関係書、契約変更関係書、業者指定理由書、委託業務随意契約確認表、長期継続契約確認書、予定金額の根拠となる資料等について書面上の調査及び対象各部局担当職員からの説明及び聴取を行った。

また、随意契約全般に係る事項について、総務部契約課の担当職員か

らの説明及び聴取を行った。

### (3) 監査委員監査

#### ① 実施時期

平成 23 年 1 月 24 日～1 月 26 日

#### ② 対象

事務監査対象契約のうちから、契約の取扱い件数及び契約金額、契約の内容等を考慮したうえで、40 件（総価契約 37 件、単価契約 3 件）を選定し、当該契約締結請求主管部局である政策経営部情報管理課、文化商工部学習・スポーツ課、同図書館課、清掃環境部資源循環課、同豊島清掃事務所、保健福祉部地域保健課、子ども家庭部保育園課、教育総務部教育総務課、同学校運営課の 6 部局 9 課を選定して実施した。

また、契約事務の総括担当部局である総務部契約課を対象とした。

#### ③ 実施方法

事務監査の結果を踏まえ、各主管課長から説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

随意契約のうち、監査対象とした範囲は表 2 のとおりである。

表 2 監査の対象

種 類	工 事		物 品	
	主管課 契約	契約課契約	主管課 契約	契約課契約
競争入札				
条件付き一般競争入札				
希望制指名競争入札				
指名競争入札				
随意契約		監査対象		監査対象
少額随意契約				
特命随意契約				
プロポーザル方式				
不調				
せり売り				

注) 契約の種類、方法については 7 頁を参照

## 第2 契約事務の概要

### 1 根拠法令

地方公共団体における契約の締結は、法第234条第1項において「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされ、同条第2項において、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められている。

すなわち、契約の締結は一般競争入札が原則であり、随意契約は政令で定める場合に該当する場合のみできるものである。

政令第167条の2第1項において、随意契約について、第1号から第9号まで要件を定めている（表3参照）。

また、区では、平成21年8月28日付でガイドラインを策定し、随意契約に係る事項の解釈、運用について全庁的周知を図っているところである。

その他、区が行う契約に関し、期間については、原則として、単年度契約であり、債務負担行為として予算に定めたもの以外は年度を越えて契約することはできない（法第214条）。特例として、電気やガスの供給など翌年度以降にわたり物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものについて、長期継続契約ができることとされている（法第234条の3・政令第167条の17）。

なお、本報告書では、政令第167条の2第1項（第1号から第9号）に規定するすべての随意契約を「随意契約」、同項第1号に基づき規則第39条に定める随意契約を「少額随意契約」、同項第2号から第7号に基づく随意契約を「特命随意契約」、同項第8号及び第9号に基づく随意契約を「不調」と表すこととする。

表3 随意契約をすることができる要件（政令第167条の2第1項）

号	内 容
1号	(少額随意契約) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5（注）上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
2号	(その性質又は目的が競争入札に適しないもの) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
3号	(障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約) 〈略〉
4号	(新規事業分野の開拓事業者により生産された新商品の買入れ) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続きにより、買入れる契約をするとき。
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
9号	落札者が契約を締結しないとき。

注) 別表第5の契約の種類及び金額は、2頁の表1に相当

## 2 契約の方法・種類・形態

契約事務手続きは、原則として、各主管部局から契約課に対し契約締結の請求を行い、契約課が契約手続きを行う「契約課契約」である。特例として、規則第3条の2(契約事務の分掌の特例)により定められている対象範囲について、各主管部局で行う「主管課契約」がある。

### (1) 契約の方法

#### ① 競争入札

##### ア. 一般競争入札

契約に関する事柄を公告し、不特定多数の者を参加させ、区に最も有利な条件を提示した者と契約する方法である。

公平性と機会均等が確保できる長所がある反面、緊急の場合に臨機応変の対応ができないことや、不当に低価格での応札を招きやすいなどの短所がある。

##### イ. 指名競争入札（政令第167条）

信用・資力や他の事項について適当と認められる複数の業者を選んでその中から相手を決めて入札する方法である。

一般的に、一定の能力を持った業者と契約できるため質の確保が期待できる長所がある反面、指名する業者が固定化したり、談合を生じさせる恐れなどの短所があるといわれている。

##### ウ. 希望制指名競争入札

契約の相手方を決定するにあたり、あらかじめ調達する案件の概要や入札参加条件について公表した上で、入札参加希望者を募集し、希望者の中から入札参加者を指名する入札制度である。

公募により競争の機会を拡げ、一定の能力を持った業者と契約できるため質の確保が期待できる長所がある反面、契約手続きに係る事務負担が重くなるなどの短所がある。

#### ② 随意契約（政令第167条の2）

任意に相手方を選び、契約する方法である。

随意契約の長所としては、相手の信用、能力、業務経験、技術力等を把握し手続きも簡素化できるということがあげられる。

一方、短所としては、業者が固定化され、担当者の考えに左右されるなど、

公正な取引に支障を生じさせる恐れがある。

随意契約の適用は厳格に運用されるべきことから、政令で定める範囲に限られる。

#### ア. 少額随意契約（見積合せ）

業者から見積書を提出させ、契約する方法である。政令及び規則の定めるところにより、一定の金額の範囲内に限定される。契約にあたっては、契約課契約及び主管課契約ともに、契約金額に応じて複数業者から見積書を徴することが必要とされている。

見積書を徴取することにより契約価格の適正性を確保できる長所がある反面、業者が固定化される傾向がある。

#### イ. 特命随意契約

一定の理由で契約の相手方が特定の者に限られる場合及び契約の内容を検討して著しく有利な契約を締結できると判断した場合等は、複数業者から見積書を徴取せず、特定の者と単独で随意契約を行う契約である。業者を選定する場合は、業者の指定理由書を作成し、契約課との事前協議及び承認を要する。

迅速な契約締結ができ、相手の信用、能力、業務経験、技術力を生かすことができる半面、担当者の考えに左右されるなど、公正な取引に支障が生じる恐れがある。

#### ウ. プロポーザル方式

高度な創造性、技術力、専門的な技術や経験を必要とする業務について、複数の業者から企画提案や技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者と契約を行う、特命随意契約の一手法である。区では、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の事務取扱について必要な事項を明らかにするため、「豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱」（平成 22 年 3 月決定）を定めている。

業者の提案を踏まえた区にとって有効な契約ができる半面、競争入札を回避する手段として安易に使われる面がある。

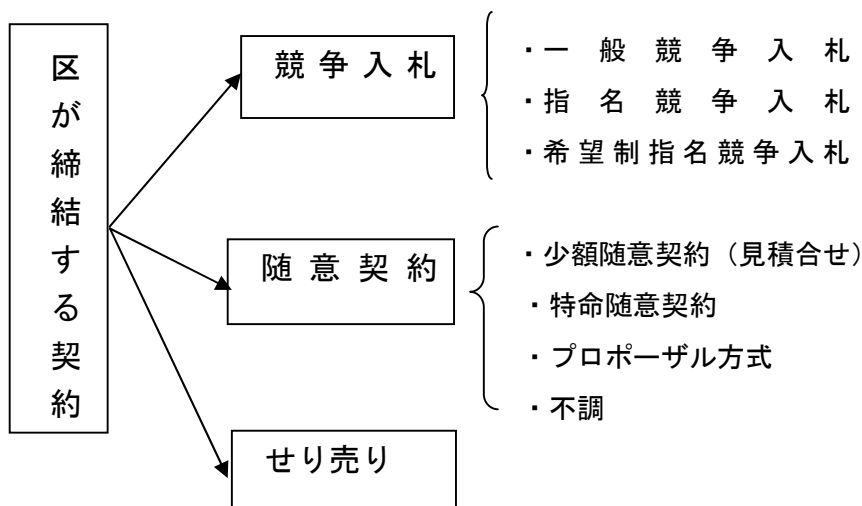
#### エ. 不調

i) 競争入札に付し入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（第 8 号関係）、ii) 競争入札に付し、落札した者が契約を締結しない場合に、落札となった札を入れた次の順位の者に見積書の提出を求めて契約する場合（第 9 号関係）がある。

### ③ せり売り（政令第167条の3）

入札ではなく、口頭で買受者に価格を競わせ、最も有利な条件を示す者と契約する方法である。契約の性質がせり売りに適している場合に認められる。

図1 契約方法の分類



## (2) 契約の種類

区では、契約の種類を「工事契約」と「物品契約」に分類している。

### ① 工事契約

土木、建築、電気、給排水衛生工事などに係る契約である。

### ② 物品契約

物品購入、印刷請負、財産等の売却、施設管理、設備保守、施設や道路・公園等の清掃業務、機器の賃貸借、調査委託などに係る契約である。

## (3) 契約の形態

契約の形態には、「総価契約」と「単価契約」がある。

### ① 総価契約

あらかじめ契約価格の総額を決定する契約であり、支出金額は契約締結金額と同額となる。

### ② 単価契約

物品の購入、同一仕様の製造・修理・加工・工事で、あらかじめその量を確定せず、一定期間継続して契約の履行が行われる場合に、基本単価を決定する契約であり、支出金額は契約時に設定する支払限度額の範囲内となる。

### 第3 契約の締結状況

#### 1 契約課契約

##### (1) 契約締結件数

平成21年度の契約課における契約締結件数（単価契約を含む、主管課が締結した契約を除く）は、1,516件であり、契約方法別では競争入札による契約が507件（33.4%）、随意契約が1,009件（66.5%）、せり売りは0件（0.0%）である。

契約の種類別にみると、工事契約は、競争入札では、希望制指名競争入札が85件（26.0%）と最も多く、次いで条件付き一般競争入札が69件（21.1%）となっており、随意契約では、特命随意契約が81件（24.8%）と最も多く、次いで少額随意契約が38件（11.6%）となっている。

一方、物品契約は、競争入札では、指名競争入札が295件（24.8%）と最も多くなっており、随意契約では、特命随意契約が665件（55.9%）と最も多く、次いで少額随意契約が140件（11.8%）となっている。

表4 契約課における契約方法別契約締結件数（平成21年度）

（単位：件、%）

契約方法	種 類	工 事		物 品		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
競争入札		196	59.9	311	26.2	507	33.4
	条件付き一般競争入札	69	21.1	0	0.0	69	4.5
	希望制指名競争入札	85	26.0	16	1.3	101	6.7
	指名競争入札	42	12.8	295	24.8	337	22.2
随意契約		131	40.1	878	73.8	1,009	66.5
	少額随意契約	38	11.6	140	11.8	178	11.7
	特命随意契約	81	24.8	665	55.9	746	49.2
	プロポーザル方式	0	0	62	5.2	62	4.1
	不調	12	3.7	11	0.9	23	1.5
せり売り		0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		327	100.0	1,189	100.0	1,516	100.0

- 注) 1. 契約締結件数は、単価契約分を含み、主管課における契約締結分を除く  
 2. プロポーザル方式は、特命随意契約に含めず、別掲した件数

## (2) 契約形態別（総価・単価）契約締結件数

平成 21 年度の契約課における契約を契約形態別にみると、総価契約は 1,134 件（74.8%）、単価契約は 382 件（25.2%）である。

契約の種類別にみると、工事契約は、総価契約が 313 件（95.7%）、単価契約が 14 件（4.3%）、物品契約は、総価契約が 821 件（69.0%）、単価契約が 368 件（31.0%）である。

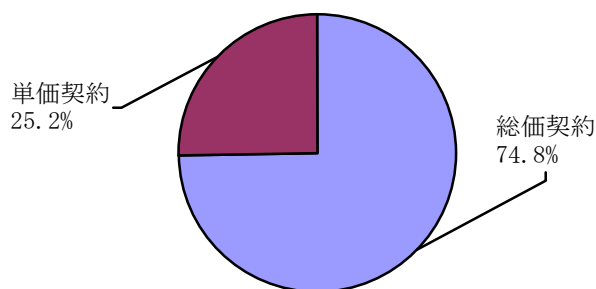
表 5 契約課における契約形態別契約締結件数（平成 21 年度）

（単位：件、%）

種類 形態	工事		物品		全体	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
総価契約	313	95.7	821	69.0	1,134	74.8
単価契約	14	4.3	368	31.0	382	25.2
合 計	327	100.0	1,189	100.0	1,516	100.0

注）契約課資料に拠る

図 2 契約課における契約形態別構成比〔件数・全体〕（平成 21 年度）



### (3) 総価契約の状況

平成 21 年度の契約課における総価契約の契約締結金額（単価契約及び主管課が締結した契約を除く）は、約 163 億 7,502 万円であり、競争入札による契約が約 49 億 3,677 万円（30.1%）、随意契約が、約 114 億 3,824 万円（69.9%）である。

契約の種類別に見ると、工事契約は、競争入札では、条件付き一般競争入札が約 20 億 8,679 万円（22.1%）、随意契約では、特命随意契約が約 68 億 3,394 万円（72.3%）と最も多く、プロポーザル方式は実績がない。

一方、物品契約は、競争入札では、希望制指名競争入札が約 14 億 8,745 万円（21.5%）と最も多く、次いで、指名競争入札が約 8 億 9,148 万円（12.9%）となっており、条件付き一般競争入札は実績が無い。随意契約では、特命随意契約が約 33 億 9,637 万円（49.0%）と最も多く、次いでプロポーザル方式が 11 億 1,881 万円（16.1%）となっている。

表 6 契約課における契約方法別契約締結金額〔総価契約〕（平成 21 年度）

（単位：円、%）

契約方法	種 類	工 事		物 品		計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
競争入札		2,557,828,350	27.1	2,378,946,536	34.3	4,936,774,886	30.1
	条件付き一般競争入札	2,086,793,100	22.1	0	0.0	2,086,793,100	12.7
	希望制指名競争入札	396,869,550	4.2	1,487,458,350	21.5	1,884,327,900	11.5
	指名競争入札	74,165,700	0.8	891,488,186	12.9	965,653,886	5.9
随意契約		6,888,455,221	72.9	4,549,790,685	65.6	11,438,245,906	69.9
	少額随意契約	19,049,100	0.2	23,824,126	0.3	42,873,226	0.3
	特命随意契約	6,833,945,521	72.3	3,396,374,788	49.0	10,230,320,309	62.5
	プロポーザル方式	0	0	1,118,818,818	16.1	1,118,818,818	6.8
	不調	35,460,600	0.4	10,772,953	0.2	46,233,553	0.3
せり売り		0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		9,446,283,571	100.0	6,928,737,221	100.0	16,375,020,792	100.0

- 注) 1. 契約課資料に拠る  
 2. 契約金額は、単価契約分及び主管課における契約締結分を除く  
 3. プロポーザル方式は、特命随意契約に含めず別掲した金額

## 2 随意契約の内容

### (1) 件数

書面調査に拠れば、平成 21 年度に契約課へ契約締結請求を行った随意契約がある課は、書面調査対象課 72 課のうち 66 課 (91.7%) であり、ほとんどの課において、随意契約を行っている。

平成 21 年度に契約課において随意契約を行った契約締結件数 (単価契約を含む) は、1,009 件であり、契約方法別では、特命随意契約が 746 件 (73.9%) と最も多く、次いで、少額随意契約が 178 件 (17.6%) となっている。

契約の種類別にみると、工事契約では、特命随意契約が 81 件 (61.8%) と最も多く、次いで、少額随意契約が 38 件 (29.0%)、不調が 12 件 (9.2%) となっている。また、物品契約では、特命随意契約が 665 件 (75.7%) と最も多く、次いで、少額随意契約が 140 件 (15.9%) となっている。

表 7 契約課における契約方法別随意契約締結件数 (平成 21 年度)

(単位：件、%)

契約方法 \ 種類	工事		物品		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
随意契約	131	100.0	878	100.0	1,009	100.0
少額随意契約	38	29.0	140	15.9	178	17.6
特命随意契約	81	61.8	665	75.7	746	73.9
プロポーザル方式	0	0.0	62	7.1	62	6.2
不調	12	9.2	11	1.3	23	2.3

注) 1. 書面調査の各課回答に拠る

2. プロポーザル方式は、特命随意契約に含めず別掲した件数

## (2) 決算金額の分布

平成 21 年度において契約課で契約締結した随意契約について、決算金額別はその割合をみると、件数ベースでは、500 万円未満が 717 件（71.1%）と最も多く、金額ベースでは、1,000 万円以上が約 95 億 2,999 万円（81.3%）と最も多くなっている。

表 8 契約課における随意契約決算金額別構成比（平成 21 年度）

[件数ベース]

(単位：件、%)

種 類 項 目	工 事		物 品		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
500 万円未満	92	70.2	625	71.2	717	71.1
500～1,000 万円未満	15	11.5	101	11.5	116	11.5
1,000 万円以上	24	18.3	152	17.3	176	17.4
合 計	131	100.0	878	100.0	1,009	100.0

[金額ベース]

(単位：千円、%)

種 類 項 目	工 事		物 品		計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
500 万円未満	226,082	5.6	1,089,655	14.1	1,315,738	11.2
500～1,000 万円未満	130,857	3.3	743,051	9.6	873,909	7.5
1,000 万円以上	3,660,444	91.1	5,869,545	76.2	9,529,990	81.3
合 計	4,017,384	100.0	7,702,253	100.0	11,719,638	100.0

注) 1. 書面調査の各課回答に拠る

2. 金額には、複写機等の保守委託等、契約課において共通単価による特命随意契約を締結し各課で執行したものを除く

3. 金額は、百円単位を切り捨てているため、合計額とは一致しない

### (3) 随意契約とした根拠

平成 21 年度に契約課において契約締結した随意契約の根拠について、政令第 167 条の 2 第 1 項各号に定めるものを、個別契約ごとに聞いたところ、最も多いのは、第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」714 件（70.8%）であった。

契約の種類別にみると、工事契約では、第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」55 件（42.0%）、次いで第 1 号「少額随意契約」28 件（21.4%）であった。

物品契約では、第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」659 件（75.1%）で圧倒的に多く、次いで、第 1 号「少額随意契約」128 件（14.6%）であった。

表 9 随意契約とした根拠

（単位：件、%）

種 類 根 拠	工 事		物 品		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
第 1 号（少額随意契約）	28	21.4	128	14.6	156	15.4
第 2 号（競争入札に適しない）	55	42.0	659	75.1	714	70.8
第 3 号（障害者施設等の物品・役務提供）	0	0.0	5	0.5	5	0.5
第 4 号（新規事業分野の開拓事業者）	0	0.0	2	0.2	2	0.2
第 5 号（緊急の必要）	9	6.9	33	3.8	42	4.2
第 6 号（競争入札が不利）	25	19.1	16	1.8	41	4.1
第 7 号（有利な価格で契約）	1	0.7	14	1.6	15	1.5
第 8 号（入札者がいない）	13	9.9	19	2.2	32	3.1
第 9 号（落札者が契約しない）	0	0.0	2	0.2	2	0.2
合 計	131	100.0	878	100.0	1,009	100.0

注) 書面調査の各課回答に拠る

#### (4) 随意契約とした理由

平成 21 年度に契約課において契約締結した随意契約について、随意契約とした理由を、個別契約ごとに聞いたところ、最も多いのは、「業務等の特殊性」424 件（42.0%）であり、次いで、「経験、知識を特に必要とする」249 件（24.7%）であった。

契約の種類別にみると、工事契約では「経験、知識を特に必要とする」が 59 件（45.0%）と約半数を占め、一方、物品契約では「業務の特殊性」が 401 件（45.7%）と約半数となっている。

表 10 随意契約とした理由

（単位：件、%）

理 由	種 類	工 事		物 品		計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
法令等		44	33.6	129	14.7	173	17.1
業務等の特殊性		23	17.6	401	45.7	424	42.0
経験、知識を特に必要とする		59	45.0	190	21.6	249	24.7
コンペ、プロポーザル方式等		3	2.3	100	11.4	103	10.2
価格競争の余地が少ない		0	0.0	36	4.1	36	3.6
再リース等		2	1.5	18	2.1	20	2.0
複数年契約の 2 年目以降		0	0.0	4	0.5	4	0.4
合 計		131	100.0	878	100.0	1,009	100.0

注) 1. 書面調査の各課回答に拠る

2. コンペ、プロポーザル方式等には、契約開始年度にプロポーザル方式で契約したものを含む

## (5) 随意契約のメリット

随意契約のメリットについて、対象課に聞いたところ、最も多かったのは、「業者選定に当たり、区があらかじめ信用・能力・業務経験・技術力等を把握している特定の業者を指定できる」が58件（80.6%）と8割を占め、次いで、「迅速に契約できる」が7件（9.7%）であった。

表11 随意契約のメリット

（単位：件、%）

項目	件数	構成比
信用・能力・業務経験・技術力等を有する特定の業者を指定できる	58	80.6
迅速に契約できる	7	9.7
事務手続きが簡素化されている	5	6.9
その他	2	2.8
合計	72	100.0

注) 書面調査の各課回答に拠る

(6) 同一業者との契約の状況（平成19年度から21年度）

① 業者指定状況

平成21年度に特命随意契約により契約した契約の相手方について、その契約の状況について聞いたところ、平成19年度から21年度における業者指定状況は、「3年間又は事業開始から同一又は類似の業務内容で継続して、特命随意契約で、同じ業者と契約しているもの」が455件（61.0%）と6割を超えている。

対象となる契約のうち、3年間同一の業務内容を継続しているものに限ってみれば、「同じ業者を指定しているもの」の割合は、95.8%と高い割合となっている。

なお、当初は競争入札とし、次年度以降特命随意契約に変更しているものが39件（5.2%）見受けられた。

表12 特命随意契約の平成19年度から21年度契約における業者指定状況

（単位：件、%）

項目	件数	割合
3年間（又は事業開始から）とも同一（又は類似）の業務内容で継続して、同じ業者を指定しているもの	455	61.0
3年間（又は事業開始から）とも同一（又は類似）の業務内容で継続しているが、指定業者を変更しているもの	20	2.7
契約方法を競争入札から随意契約（特命）に変更したもの	39	5.2
平成21年度のみ実施した事業であるもの	232	31.1
合計	746	100.0

注）書面調査の各課回答に拠る

## ② 同一業者と契約する理由

前の質問で、3年間とも同じ業者を指定している契約について、その理由を個別に聞いたところ、「指定した業者しかできない特殊な業務だから」が253件（55.5%）と半数を超え、次いで、「今までの実績を考慮したから」が167件（36.6%）であり、この2つで、約9割を占めていた。

表13 同一業者を指定している理由

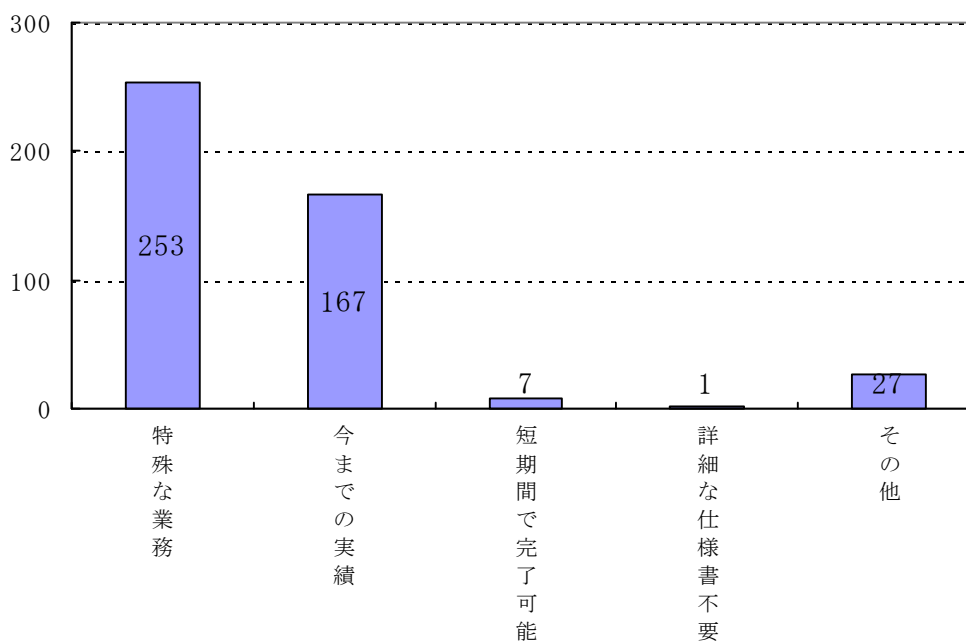
（単位：件、%）

項目	件数	構成比
指定した業者しかできない特殊な業務だから	253	55.6
今までの実績を考慮したから	167	36.7
業務を短期間で完了できるから	7	1.6
詳細な仕様書を作成せずに契約できるから	1	0.2
その他	27	5.9
合計	455	100.0

注) 書面調査の各課回答に拠る

図4 同一業者を指定している理由

（単位：件）



## (7) 予定価格

### ① 算定方法

書面調査において、予定価格の算定方法について個別契約ごとに聞いたところ、最も多かったのが、「業者の参考見積」726件、次いで、「前年度契約金額」282件、「予算計上金額」161件であった。複数回答であることを考慮しても、随意契約1,009件における予定価格の算定は、業者の参考見積で算定しているものが7割を超えている。

表14 予定価格の算定方法【複数回答】

(単位：件)

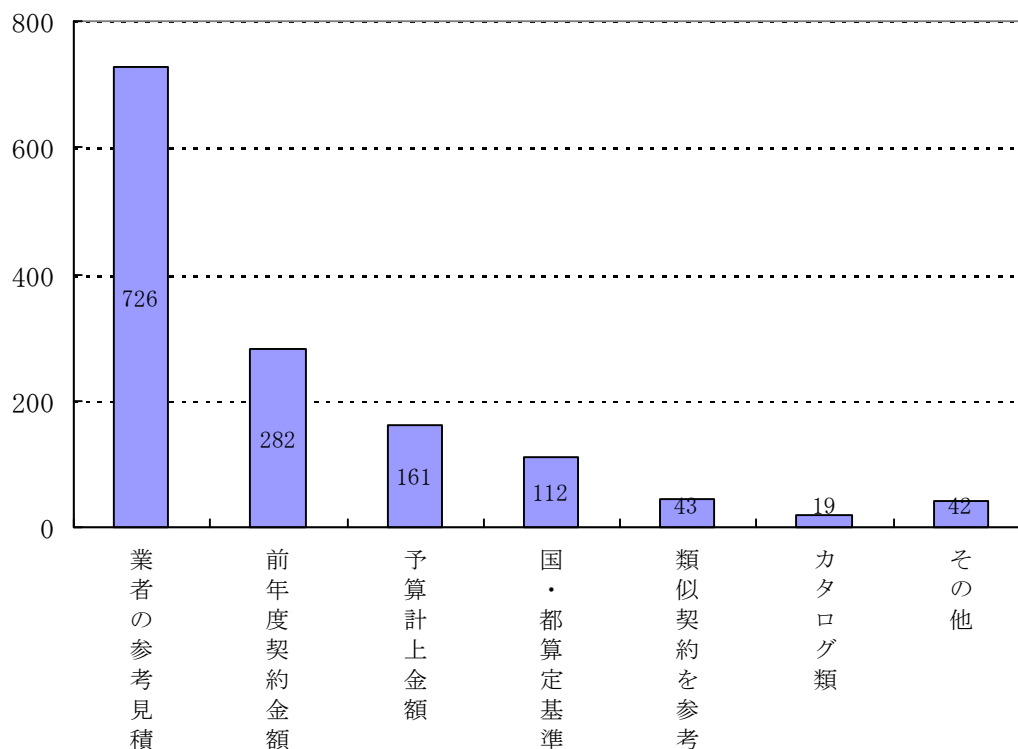
項目	業者の参考見積	前年度契約金額	予算計上金額	国・都の積算基準	類似契約を参考	カタログ類	その他
件数	726件	282件	161件	112件	43件	19件	42件

注) 1. 書面調査の各課回答に拠る

2. 複数回答であるため、随意契約の契約総件数とは一致しない

図5 予定価格の査定方法【複数回答】

(単位：件)



## ② 予定価格と契約金額

監査対象契約として選定し、事務監査を行った 73 件から単価契約 6 件を除いた 67 件においては、予定価格と同額で契約締結されたものが 59 件 (88.1%) で、予定価格と異なる金額で契約締結されたものはわずか 8 件 (11.9%) にとどまっている。

表 1 5 予定価格と契約金額の差

(単位：件、%)

	同 額	同額でない	合 計
契約件数	59	8	67
構 成 比	88.1	11.9	100.0

#### **第 4 監査の結果**

契約に関する事務手続きについては、概ね適正に執行されており、文書により指摘すべき事項は認められなかった。

なお、事務監査の際、各部局の事務処理方法等に対して、口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対応されたい。

#### **第 5 監査結果等による改善措置等の報告**

監査の結果は、前項のとおりであるが、法第 199 条第 10 項の規定により、次頁第 6 のとおり事務事業の改善に向けての意見を申し添える。

意見で記載した各事項について、改善等の措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

## 第6 意見

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の特例であり、政令に規定された事項に限って行うことができるものとされている。

しかしながら、平成 21 年度の契約課契約の中で随意契約が占める割合をみると、件数ベース（単価契約を含む）では、工事契約 327 件中 131 件(40.1%)、物品契約 1,189 件中 878 件(73.8%)であった。また、金額ベース（単価契約を除く）では、工事契約は約 94 億 4,628 万円のうち約 68 億 8,845 万円(72.9%)、物品契約は約 69 億 2,873 万円のうち約 45 億 4,979 万円(65.6%) と高い割合となっており、これをみる限り、随意契約は「特例」とは言い難い状況である。

また、契約の相手方を特定する特命随意契約が、随意契約件数 1,009 件のうち 746 件（73.9%）と極めて多く、かつ同じ業者と毎年継続している契約が数多くあるという実態も明らかとなった。

さらに、随意契約とした根拠についてみると、15 頁に記載のとおり、政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」が 70.8% と極めて多くなっているが、今回の監査において競争入札に適しないとの理由の適正性について判然としないものも見受けられた。

このような状況は、契約本来の主旨である透明性、競争性、公平性の確保の面で大きな課題であり、各主管課が契約手続きの簡略化を図るために随意契約を安易に利用していると疑われかねないものとなっている。

随意契約は、ともすれば契約の経過や結果が不透明となり、こうしたことが、区と業者の関係の適正性や一般市場の実勢価格とはかけ離れた価格での契約ではないか、などの誤解を生じることにもつながりかねないとも考えられる。

区は、「公共工事の入札及び適正化の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）に基づき予定価格が 250 万円を超える建設工事の請負契約に係る随意契約について、ホームページ等で公表しているが、随意契約締結状況について、一層情報公開を進めることが求められている。

併せて、随意契約とした理由について説明責任を果たすためにも、随意契約を適用したことの是非等を評価することが重要であり、契約価格の低減化、提供される業務の質の向上、さらには主管課の業務量の減少などを検証したうえで、次年度以降の契約方法や事業者の選定につなげるべきである。

以下、意見を申し添える。

## 1 契約価格の適正化について

規則第 39 条の 3（予定価格の決定）においては、契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ規則第 19 条（予定価格の決定方法）の規定に準じて、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正な予定価格を定めなければならないとされている。随意契約は、一般的に競争原理が働かず、契約者以外との比較が行い難いことから、適正な予定価格を算定するためにも、業務内容等の精査や積算等について一層綿密に行う必要がある。

ガイドラインにおいても、契約価格の適正性を確保するために、2 者以上からの見積書の徴取や契約相手方との価格交渉を求めているところである。

書面調査によれば、予定価格の算定方法を複数回答で求めたところ、業者の参考見積を参考としていると回答しているものが 7 割を超えていた。

また、監査対象契約として選定し、事務監査を行った総額契約による契約 67 件のうち、予定価格と同額で契約締結しているものが 59 件（88.1%）と、大半を占め、さらに、「〇〇業務一式〇〇円」などと金額の内訳のない契約は 14 件あった。

このように契約金額決定方法については、規則で定める予定価格の決定手続きが十分に行われているか疑わしいものも見受けられた。

今後は、随意契約を適用するにあたって、必要な積算根拠の徴取、価格交渉を行うなど適正な価格での契約に努められたい。

### （対象契約）

○見積書が総額のみで、内訳の無いもの

- ・豊島区文書管理システム保守委託（情報管理課）
- ・認証システム用サーバ構築及び CISCO ACS 導入作業委託（情報管理課）
- ・区民ひろば小規模修繕等業務請負（地域区民ひろば課）
- ・豊島区区民課住民記録入力等業務委託（区民課）
- ・豊島区区民課外国人登録入力等業務委託（区民課）
- ・豊島区区民課戸籍入力等業務委託（区民課）
- ・後期高齢者医療システムのプログラム保守および作成委託（高齢者医療年金課）
- ・中央図書館の図書受渡し等業務請負、駒込図書館・巣鴨図書館の図書受渡し等業務請負、上池袋図書館の図書受渡し等業務請負（図書館課）
- ・自転車駐車場金銭出納事務及び管理運営補助業務請負（交通対策課）

- ・大塚地区登録制自転車置場等の管理業務請負（交通対策課）
- ・登録制自転車置場等の管理業務請負（交通対策課）
- ・幼稚園用務業務等委託（学校運営課）

## 2 プロポーザル方式について

### (1) 対象業務の限定化

豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱によれば、プロポーザル方式の対象業務は、

- ① 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
  - ② 本区において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続きが定められていない業務
  - ③ その他プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うことが適当であると認められる業務
- とされている。

また、同要綱運用指針（平成 22 年 3 月 31 日決定）によれば、プロポーザル方式の対象となる業務は、「単純、定型的なサービスではなく、相当程度に高度・専門的なサービスであって、民間の技術力の進展が著しい分野などで実行者によるサービスの提供方法や質の差が区の調達目的の達成に影響するものであることが前提」であり、「単純・定型的なサービスであるにもかかわらず、競争入札を回避する手段として導入することは、プロポーザル方式の目的を逸脱し、ひいては競争入札の原則に反する可能性がある」と明記している。

プロポーザル方式は、競争入札による価格の比較のみでは求める成果が得られない専門性の高い業務などに採用されており、発注側の区にとっては、一定のレベルの業務遂行が確保されるメリットがある一方、受注者側の業者にとっては事務作業が負担となるなどのデメリットもある。

本区においては、物品契約の一部についてプロポーザル方式による業者選定を行っており、平成 21 年度は 62 件、随意契約全体の 1,009 件のうち 6.1%が該当している。

行政サービスの外部化の進展に伴い、様々な業務の委託化が広がるなかで、プロポーザル方式を採用する契約の範囲についても広がりを見せていると考えられる。

しかしながら、プロポーザル方式を採用する契約の中には、その後策定された要綱における要件に該当するとは判断しかねる例も見受けられた。

契約課においては、プロポーザル方式を採用する業務について全庁的視点から精査し、競争入札による契約への移行を可能な限り推進するとともに、各課に対し当該要綱についての周知、徹底を図られたい。

また、プロポーザル方式で選定する際の委託業者選考委員会のメンバーについては、事業担当部局の内部職員で構成される例が多くなっているが、選定の公平性や業務の質的向上を確保する観点から、内部職員に加え、専門家等業務内容に精通している者の参画や意見を求めることなどについて制度として確立されることを検討されたい。

## (2) 複数年契約

プロポーザル方式は、専門的な技術や経験を必要とする業務などの場合に用いられる特命随意契約の一手法である。

今回の監査においては、プロポーザル方式の委託業者選定基準において、予め数年間継続して同一業者と契約できる旨を規定し、これを根拠に次年度以降継続して特命随意契約を行っている例、あるいは、プロポーザル公募時には契約期間を1年間で募集し、次年度以降も同一業者と特命随意契約を行っている例が見受けられた。

このような方式は、本来のプロポーザル方式での契約で予定しているものであるか疑義があり、本来競争入札で契約すべきところ、それを逃れるための手法としてプロポーザル方式を使っているものと見られかねない。

契約課においては、各課がプロポーザル方式により選定した業者と次年度以降継続して契約を行っている実態を踏まえ、プロポーザル方式実施要綱における選定手続きや選定基準のあり方について、詳細な規定を設けるなど一層の見直しを図られたい。

なお、「豊島区長期継続契約に係る入札・契約関係事務取扱要綱」（平成21年1月決定）に係る同要綱運用指針によれば、プロポーザル方式で選定された特定の業務についても長期継続契約の対象となるものとしているが、プロポーザル方式で長期継続契約の実績は無かったことから、各課においては、長期継続契約の適用が可能な業務について確認し、積極的に導入を進められたい。

(対象契約)

- プロポーザル方式で契約し、次年度以降同一業者と特命随意契約しているもの
  - ・「広報としま特別号」発行業務委託（広報課）
  - ・豊島区税務システム開発業務委託（情報管理課）
  - ・豊島区情報システム開発監理等業務委託（情報管理課）
  - ・豊島区財務会計システム開発業務委託（情報管理課）
  - ・一般事務人材派遣契約（人事課）
  - ・豊島区区民課住民記録入力等業務委託（区民課）
  - ・豊島区区民課外国人登録入力等業務委託（区民課）
  - ・豊島区区民課戸籍入力等業務委託（区民課）
  - ・中央図書館の図書受渡し等業務請負、駒込図書館・巣鴨図書館の図書受渡し等業務請負、上池袋図書館の図書受渡し等業務請負（図書館課）
  - ・豊島区地域包括支援センター運営事業委託（高齢者福祉課）
  - ・国保特定保健指導業務委託（3）（単価契約）（地域保健課）
  - ・自転車保管所・コールセンター等管理業務委託（交通対策課）
  - ・雑司が谷保育園運営業務委託（保育園課）
  - ・小・中学校給食調理業務委託（学校運営課）
  - ・幼稚園用務等業務委託（学校運営課）

### 3 個人情報保護について

個人情報を取り扱う業務を委託契約するときは、豊島区個人情報保護条例（平成12年条例第3号）第14条（委託に係る措置）に基づき、受託者が取り扱うことができる個人情報の範囲、再委託や個人情報の外部提供等の禁止・制限など取扱方法の制限、個人情報の漏えい禁止義務、安全確保の措置を講ずる義務を課すこととされている。

今回監査の対象となった契約のうち、契約書に個人情報保護のために必要な事項の取扱いについて示されていないものが、2件見受けられた。

委託業務においては、個人情報をデータで取り扱うことも多いことから、外部漏えい事故を未然に防ぐためにも、契約時に個人情報の取扱いについて明記するよう義務付けられている。

各課においては、個人情報保護に係る特記事項の記載など業務内容に応じた適切な仕様書を作成されるよう努められたい。

(対象契約)

- 契約書に個人情報保護に係る特記事項が記載されていなかったもの
  - ・ 都民体育大会・区民体育大会・友好親善スポーツ交流大会の実施委託  
(学習・スポーツ課)
  - ・ 豊島区口腔保健センター事業の業務委託 (単価契約) (地域保健課)

#### 4 個別契約について

##### (1) 資源及び粗大ごみの収集運搬に関する契約

今回監査対象とした資源及び粗大ごみの収集運搬に関する契約は、平成 17 年 11 月 10 日付で、特別区長会会長・社団法人東京都環境保全協会会長・東京都環境局長の間で締結された「確認書」の規定に基づき、東京都環境衛生事業共同組合と特命随意契約により実施している。

東京都における清掃事業は、明治以前から専門民間事業者のもとで実施され、昭和 9 年に東京市の全面直営事業となった際、それまで本事業を行ってきた民間事業者が市の雇上事業者となり、その後、都と清掃車両の雇上契約を継続してきた経緯がある。また、平成 12 年 4 月に都から特別区へ清掃事業が移管される際、東京都知事と特別区長会会長の間で、雇上会社との関係をこれまでの歴史的沿革を尊重し継承する旨の「覚書」を締結している。また、平成 17 年 11 月の「確認書」では、「資源及び粗大ごみの収集運搬に関する契約については、当分の間、関係者間で調整の上、雇上会社若しくは雇上会社で構成する団体と契約する。」と規定されている。

こうしたことから、本件契約における契約単価は、事実上、法第 252 条の 2 に基づく東京二十三区清掃協議会で調整した雇上運賃がベースとなっているため、価格交渉が難しいものとなっている。

「覚書」や「確認書」等によれば、「区移管後一定の期間が経過した後に、見直す必要が生じた場合には関係者間の協議に抛り見直す」と定めていることから、今後区においては、移管後 10 年が経過していることも踏まえ、他区や関係団体等と協力し、契約の競争性及び透明性の確保等に取り組まれない。

(対象部局) 資源循環課及び豊島清掃事務所

## (2) 埋蔵文化財に係る業務委託契約

地方公共団体は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 99 条により、必要があるときに埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘調査を行うことができることとされている。

本区では、埋蔵文化財発掘調査の実施にあたり、現地調査（試掘調査・確認調査・本調査）、整理作業、報告書作成に至る一連の業務を業務委託により実施している。

平成 18 年度までは、豊島区遺跡調査会がその業務を受託していた経緯があり、区教育委員会は、豊島区遺跡調査会の NPO 法人化に伴い、特定非営利活動法人としま遺跡調査会（以下、「遺跡調査会」という。）との間で、平成 19 年 5 月、新たに「埋蔵文化財発掘調査等に関する協定書」を締結し、この協定を根拠として、発掘調査等を随意契約できることとしている。

試掘調査業務等については、平成 18 年度までは区教育委員会から委託を受けた豊島区遺跡調査会が民間調査組織に再委託していたが、平成 19 年度以降は、区教育委員会が、民間調査組織と直接契約する方法に変更した。

一方、区教育委員会は、監査対象とした民間調査組織との契約とは別に、すべての遺跡調査業務に係る進行管理や民間調査組織への指導等について、別途特命随意契約により遺跡調査会と契約締結している。

区教育委員会は、この特命随意契約について、①遺跡調査会が区内の埋蔵文化財発掘調査事業を長年行う等優れた実績を有し、過去の発掘調査においても効果的効率的な作業を実施し、最大の効果をあげることができたこと、②緊急調査を担当し民間調査組織を指導・助言できるのは、本区において遺跡調査会以外にはいないこと、を指定理由としている。

今後は、埋蔵文化財調査業務において、真に遺跡調査会のみしかできない業務は何か、他の民間調査組織でもできる業務は何かを精査し、契約の透明性を高める必要がある。さらに、契約発注元の所属職員が、受注側の遺跡調査会の役員となっており、区教育委員会と遺跡調査会との関係が不適正なものと思われるものとなっている。

区教育委員会においては、一連の埋蔵文化財に係る業務委託について、他自治体における遺跡調査委託の実態等を検証し、区教育委員会と遺跡調査会との関係、役割分担を整理し、より公平性、適正性、透明性の高い契約方法を確立されたい。

（対象部局）教育総務課

### (3) 都民体育大会・区民体育大会・友好親善スポーツ大会の実施委託契約

本件委託契約は、1年を通じて行われる都民体育大会（各種種目の予選会、種目別選手権大会、レディース・スポレク大会、スポーツ少年団等）、区民体育大会（区民体育大会、城北大会等）、友好親善スポーツ・レクリエーション大会（秩父親善交流事業）の各活動を円滑に企画・運営・実施するために、特定非営利活動法人豊島区体育協会（以下、「豊島区体育協会」という。）と特命随意契約により実施している事業である。

各種大会は、区の主催、豊島区体育協会との共催で実施されており、その経費も区委託金、体育協会助成金、各団体等負担金、大会参加料等により賄われている。

このような実態からは、本件業務は、その性格上業務委託に馴染まないものと思われる。また、本件各種大会は、平成17年度以前は豊島区体育協会に対し補助金として支出され実施されていたが、平成18年度から委託事業として位置づけているものである。

区は、各種大会等の豊島区体育協会との役割分担や内容を整理し、各種事業の実態に合った運営方法並びに区の負担のあり方について検討されたい。

（対象部局）学習・スポーツ課

### (4) 雑司が谷保育園運営業務委託契約

保育園運営業務委託は、園児の生活指導及びその処遇、保健衛生、園の衛生及び環境整備、監理保全等の保育運営に係る業務である。

区では、平成18年度から21年度までの4年間に民営化・委託化する保育園の事業者選定にあたって、民設民営方式を原則とするとしているが、民営化する施設の所有権が他法人と共有若しくは他法人の所有の場合及び施設が複合施設の場合は、公設民営方式とするとしている。また、公設民営方式による場合は、指定管理者制度の活用若しくは業務委託方式とすることとしている。

監査における主管課の説明では、複合施設であることを理由に公設民営による業務委託方式としているということであったが、区における他施設の指定管理者制度の導入状況を見ると、体育施設などで複合施設においても行われている。

保育園の運営業務委託については、相手方の安定的な運営を確保するうえでも、指定管理者制度の活用について検討を進められたい。

（対象部局）保育園課

## 5 その他

今回の監査の対象外の事項であるが、主管課契約による随意契約について付言する。

主管課契約による随意契約については、規則第3条の2により契約事務の分掌の特例が定められ、契約課の契約事務の補助執行として、主管課において契約事務を処理するものとされている。

主管課契約の対象となる契約は、①契約の相手方が、国、地方公共団体その他の公法人などに該当する業務委託契約で1件の予定価格が500万円未満のもの、②契約内容が、飲食物の調達、官報、新聞、法令集の追録、電気、ガス、水道等の供給など規則に定められた範囲のもの、③1件の予定価格が30万円未満の契約で、物品の買い入れ、修繕、業務委託、物件の借上げ、印刷・製本請負など規則に定められた範囲に該当する契約であり、多岐にわたる。しかしながら、契約課では、主管課契約の件数及び契約金額について、その実態を把握しきれていない。

契約課が、これらすべての主管課において処理された随意契約を把握する事は事実上不可能であり、主管課契約の責任の所在が不明確になりかねない。

契約課においては、現行の規程について早急に検討し、契約事務の実態を踏まえた改善を進められたい。

以上、今回監査対象となった随意契約について意見を述べてきた。

契約課においては、平成21年8月にガイドラインを策定し、その後も、「プロポーザル方式実施取扱要綱」、「長期継続契約に係る入札・契約関係事務要綱」等の整備を行って、契約手続き等の適正化に努めてきたところである。しかしながら、各課において契約手続きの実務を重ねるなかで、より精査が必要と思われる点も出てきている。

区においては、随意契約の適用にあたっては、法や政令で定める主旨に沿った取扱いを一層厳格に行い、各規程についてさらなる精査と検討を加えるとともに、各種規程等の周知徹底を図り、随意契約制度の適正な運用に努められたい。

## 別紙

### 事務監査対象契約一覧

No	対象部局	契約件名	契約の相手方
1	政策経営部 広報課	平成21年度「広報としま 特別号」 発行業務委託	株式会社 文化工房
2	情報管理課	コンピュータ運用に係るアウトソーシング	日本アイ・ビー・エム 株式会社
3	〃	豊島区税務システム開発業務委託	株式会社 電算
4	〃	豊島区電算システムプログラム保守委託	株式会社 FSK
5	〃	国民健康保険システム調達支援業務委託	アビームコンサルティング 株式会社
6	〃	豊島区文書管理システム保守委託	株式会社 内田洋行
7	〃	認証システム用サーバ構築及びC I S C O ACS導入作業委託	日本アイ・ビー・エム 株式会社
8	〃	組織改正に伴うLAN工事及びネットワーク機器設定変更委託	株式会社 昭電
9	〃	豊島区情報基盤運用業務委託	株式会社 FSK
10	〃	新基盤システム関連ライセンスの使用	富士通 株式会社
11	〃	豊島区財務会計システム開発業務委託	ジャパンシステム 株式会社
12	〃	豊島区情報システム開発監理等業務委託	アビームコンサルティング 株式会社
13	総務部 総務課	空気調和設備等管理業務委託	池袋地域冷暖房 株式会社
14	人事課	一般事務人材派遣契約（単価契約）	テンプスタッフ 株式会社
15	〃	豊島区職員定期健康診断（呼吸器・循環器系）（単価契約）	社団法人 豊島区医師会

16	防災課	防災無線同報系操作卓及び関連機器購入	三菱電機 株式会社
17	区民部 地域区民ひろば課	区民ひろば小規模修繕等業務請負	財団法人 としま未来文化財団
18	区民課	豊島区区民課住民記録入力等業務委託	株式会社 ジェイエスキューブ
19	〃	豊島区区民課外国人登録入力等業務委託	日本コンベンションサービス 株式会社
20	〃	豊島区区民課戸籍入力等業務委託	株式会社 ジェイエスキューブ
21	高齢者医療年金課	後期高齢者医療システムのプログラム保守および作成委託	株式会社 F S K
22	文化商工部 文化デザイン課	豊島区立舞台芸術交流センターの舞台芸術鑑賞事業及び講座等の実施に関する業務委託	財団法人 としま未来文化財団
23	文化観光課	豊島区観光情報センター運営業務委託	豊島区観光協会
24	学習・スポーツ課	平成21年度都民体育大会・区民体育大会・友好親善スポーツ交流大会の実施委託	特定非営利活動法人 豊島区体育協会
25	図書館担当部 図書館課	中央図書館の図書受渡し等業務請負	株式会社 ヴィアックス
26	〃	駒込図書館・巣鴨図書館の図書受渡し等業務請負	株式会社 ヴィアックス
27	〃	上池袋図書館の図書受渡し等業務請負	日本コンベンションサービス 株式会社
28	〃	千早図書館の図書受渡し等業務請負	株式会社 図書館流通センター
29	〃	目白図書館の図書受渡し等業務請負	株式会社 図書館流通センター
30	〃	池袋図書館の図書受渡し等業務請負	株式会社 図書館流通センター

31	〃	図書館システム電子計算機器の保守請負	株式会社 サン・データセンター
32	清掃環境部 資源循環課	平成21年度ペットボトル店頭回収事業における回収・運搬業務請負（単価契約）	東京都環境衛生事業協同組合
33	豊島清掃事務所	粗大ごみ収集業務委託	東京都環境衛生事業協同組合
34	〃	粗大ごみ中継業務委託	株式会社 ヨドセイ
35	保健福祉部 高齢者福祉課	豊島区地域包括支援センター運営事業委託	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団
36	〃	豊島区地域包括支援センター運営事業委託	社会福祉法人 フロンティア
37	〃	豊島区地域包括支援センター運営事業委託	社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会
38	〃	豊島区地域包括支援センター運営事業委託	社団法人 豊島区医師会
39	〃	豊島区地域包括支援センター運営事業委託	社会福祉法人 敬心福祉会
40	障害者福祉課	福祉バス運行委託	東京福祉バス 株式会社
41	〃	豊島区障害者施設入浴サービス事業委託	社会福祉法人 敬心福祉会
42	生活福祉課	生活安定応援事業相談業務の実施委託	社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会
43	介護保険課	介護保険事務処理システムの保守委託	株式会社 オーイーシー
44	地域保健課	豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業委託	東京都立大塚病院
45	〃	清掃及び駐車場等管理請負	株式会社 テービーケイ
46	地域保健課	平成21年度 特定健康診査及び生活機能評価業務委託	社団法人 豊島区医師会

47	〃	豊島区口腔保健センター事業の業務委託（単価契約）	社団法人 東京都豊島区 歯科医師会
48	〃	国保特定保健指導業務委託（3）（単価契約）	株式会社 保健教育センター
49	子ども家庭部 保育園課	南大塚保育園運営業務委託	社会福祉法人 豊島区社会 福祉事業団
50	〃	雑司が谷保育園運営業務委託	社会福祉法人 桜ヶ丘
51	〃	駒込第三保育園運営業務委託	社会福祉法人 豊島区社会 福祉事業団
52	〃	区立保育園小規模修繕等業務の委託	財団法人 としま未来文化 財団
53	都市整備部 都市計画課	池袋副都心地区都市交通戦略調査検討・支援業務請負（その1）	株式会社 トーニチコンサル タント
54	〃	池袋副都心整備ガイドプラン推進事業 支援・検討業務請負	独立行政法人 都市再生 機構
55	住環境整備課	密集市街地緊急リノベーション事業に係る調査委託（補助第81号線沿道A-A街区における再開発事業推進調査）	社団法人 全国市街地再開 発協会
56	都市開発課	池袋駅及び駅周辺整備計画調査請負	社団法人 日本交通計画協 会
57	住宅課	区営・区立住宅管理業務委託	財団法人 としま未来文化 財団
58	〃	区立区民住宅管理業務委託	株式会社 東京管理
59	土木部 交通対策課	自転車駐車場金銭出納事務及び管理運営補助業務請負	社団法人 豊島区シルバー 人材センター
60	〃	大塚地区登録制自転車置場等の管理業務請負	社団法人 豊島区シルバー 人材センター
61	〃	登録制自転車置場等の管理業務請負	社団法人 豊島区シルバー 人材センター
62	交通対策課	自転車保管所・コールセンター等管理業務委託	株式会社 テービーケイ

63	教育委員会事務局・教育総務部 教育総務課	染井遺跡（旧興銀ひろば地区）埋蔵文化財基礎整理委託	加藤建設 株式会社
64	教育総務課	平成21年度埋蔵文化財試掘調査等業務委託（単価契約）	（有）CEL・加藤建設株式会社・（株）シン技術コンサル・（株）武蔵文化研究所
65	学校運営課	豊島区立小学校校内ローカルエリアネットワーク敷設委託（池袋第二小学校他4校）	シンヨー電器 株式会社
66	〃	豊島区立小学校校内ローカルエリアネットワーク敷設委託（巣鴨小学校他3校）	ナンコー電機 株式会社
67	〃	豊島区立小学校校内ローカルエリアネットワーク敷設委託（長崎小学校他3校）	シンヨー電器 株式会社
68	〃	幼稚園用務業務等委託	プラス 株式会社
69	学校運営課	豊島区立目白小学校給食調理業務委託	富士産業 株式会社
70	〃	豊島区立明豊中学校給食調理業務委託	シダックスフードサービス株式会社
71	〃	豊島区立富士見台小学校給食調理業務委託	明食サービス 株式会社
72	教育指導課	平成21年度区立小学校英語教育推進事業業務委託	インターナショナルエジュケーションサービス 株式会社
73	会計管理室 会計課	緊急雇用創出事業（備品データベース化）の業務委託	株式会社 TACサポート